

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、苦小牧港において、次のとおり船舶の
びょう泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年3月13日

苦小牧港長



苦小牧港におけるびょう泊禁止区域の設定について

苦小牧港に出入りする船舶の通航路を確保するため、令和7年3月13日から当分の間、下記区域（別図参照）における船舶のびょう泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき及び港長の許可を受けた場合は、この限りでない。

記

（1）次の各地点を順次結んだ線及びイと二を結んだ線により囲まれた海面

イ 苦小牧港東外防波堤灯台から294.5度500メートルの地点

ロ イの地点から204.5度2,500メートルの地点

ハ ロの地点から114.5度700メートルの地点

二 ハの地点から24.5度2,500メートルの地点

（2）次の各地点を順次結んだ線及びホとチを結んだ線により囲まれた海面

ホ 開発局苦小牧港東港区中防波堤灯台

ヘ ホの地点から240度3,000メートルの地点

ト ヘの地点から161度1,000メートルの地点

チ ツの地点から60度3,000メートルの地点

びょう泊禁止区域図

